

平成 2 2 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 ( 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 )

( 環 境 省 )

制 度 名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設				
税 目	法人税(法人税法第37条、第81条の6、施行令第77条) 所得税(所得税法第78条、施行令第217条)				
要 内 望 容 の	<p>試験研究等を目的とする独立行政法人(試験研究等独法)への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する(法人税・所得税)。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">減収見込額 (平年度)</td> <td style="text-align: center;">765百万円 ( - )</td> </tr> </table>			減収見込額 (平年度)	765百万円 ( - )
減収見込額 (平年度)	765百万円 ( - )				
新 設 必 要 と 拡 充 す る 又 は 理 由 延 長 を	<p>政策目的 試験研究等独法について、自己収入(寄附金受入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>施策の必要性 研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>(3)要望の措置の妥当性 試験研究等独法へ寄附を行う法人等に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。</p>				
今 回 の 要 望	政策評価体系における位置付け	9 環境政策の基盤整備			
	政策の達成目標	国立環境研究所における研究開発の能力の強化及び卓越した研究者等の確保。			
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置			

	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国立環境研究所運営費(21年度予算額:93億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金の算定ルールにおいて、業務費の額から自己収入相当額を控除することになっている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の現状状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>無し(平成20・21年度税制改正において、「独立行政法人に対する寄附金に係る指定寄附金制度の創設」で内閣官房行政改革推進室から要望。</p> <p>21年度税制改正大綱で、検討事項として、「8 試験研究等を目的とする独立行政法人を指定寄附の対象とする措置については、その事業実態を見極めつつ、対象となる法人の範囲等について、平成22年度税制改正に向けて具体的に検討する。」とされた。)</p>	